

利島村

避難行動要支援者避難支援計画

平成28年3月

利島村

目次

第1 計画の目的	1
第2 平常時における取組	1
1 地域防災計画・全体計画・個別計画	1
2 避難行動要支援者名簿の作成等	1
(1) 要配慮者の把握	1
(2) 避難行動要支援者名簿の作成	2
(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	2
(4) 個人情報取扱方針	3
(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	3
3 避難行動支援に係る個別計画の策定	3
4 避難行動支援に係る地域防災力の向上	3
5 福祉避難所の指定	4
6 避難体制の確立	4
第3 災害時における取組	4
1 災害時等における避難行動要支援者名簿の活用	4
(1) 避難行動要支援者の避難支援	4
(2) 避難行動要支援者の安否確認の実施	5
(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応	5
2 福祉避難所の設置・運営	5
(1) 福祉避難所の設置	5
(2) 福祉避難所の管理・運営	6
3 在宅避難の要配慮者への支援	6
様式1 避難行動要支援者名簿	7
様式2 新篠津村避難行動要支援者名簿登載同意書	8
様式3 新篠津村避難行動要支援者個別避難支援計画	9

第1 計画の目的

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村において避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことや、国において「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（以下、「避難行動支援指針」という。）及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（以下、「避難所取組指針」という。）が定められたことに伴い、村においても「利島村地域防災計画」（以下、「村防災計画」という。）の見直しを行ったところである。

また、改正後の災害対策基本法（以下「改正災対法」という。）に規定される「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とされた。

なお、改正災対法では、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」とする。

これらの改正を踏まえ、これまでの「利島村災害時要援護者避難支援計画」を「利島村避難行動要支援者避難支援計画」としていき、要配慮者の安全の確保等を図るため、村民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備を図ることを目的とする。

第2 平常時における取組

1 地域防災計画・全体計画・個別計画

村は、改正災対法に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方は村防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分を含め、村防災計画の下位計画として、この避難支援計画の全体計画（以下、全体計画とする。）を定める。

また、名簿情報に基づき、村又はコーディネーターが中心となって、避難行動要支援者と打合せ、一人ひとりの具体的な避難方法等について避難支援計画の個別計画を策定する。

なお、この全体計画とは、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）で示されていたものである。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

ア 名簿作成に必要な個人情報の利用

(ア) 個人情報保護条例との関係

村の個人情報保護条例では、一般的には、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用や外部提供を禁止しつつ、法令に定めがある場合など一定の場合に限り例外的に許容する取扱いとしているが、改正災対法に規定されたことから、本人の同意を得ずに避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、村の内部で利用することが可能である。

(イ) 要配慮者の把握

村は、要配慮者について、村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成（様式1及び2）

村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を次のとおり設定

し、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

(ア) 要介護認定3～5を受けている者

(イ) 身体障害者手帳1、2級の者

(ウ) 療育手帳を所持する者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者で単身世帯の者

(オ) 一人暮らしである75歳以上の者

(カ) 75歳以上のみの世帯の者

(キ) 上記以外の者（就学前児童、妊産婦、外国人含む）であってもその世帯環境・生活実態等を考慮して、村長が必要であると認めた場合には避難行動要支援者の範囲に含めることができる。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする理由

(キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により変動することから常に把握するのは困難であるが、可能な限り把握するものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

名簿作成の総務課と住民課等の連携を密にし、要支援者に関する情報を適時に共有するものとする。

(4) 個人情報の取扱方針

平常時における要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、利島村個人情報保護条例第4条第3項第1号及び第6条第1項第1号の規定に基づき、本人の同意があるときとし、災害時（緊急時）においては要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、利島村個人情報保護条例第4条第3項第3号及び第6条第1項第3号の規定に基づき、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときとして、適用する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

村は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

ア 支援等関係者

(ア) 東京消防庁

(イ) 利島村消防団

(ウ) 大島警察署（利島村駐在所）

(エ) 利島村民生委員

(オ) 利島村社会福祉協議会

イ 名簿情報における情報管理

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

(ロ) 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。

(エ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(オ) 名簿の提供先が団体の場合は、団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(カ) 名簿情報について、避難支援等関係者と取扱いを定めることとする。

3 避難行動支援に係る個別計画の策定（様式3）

村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定する。

4 避難行動支援に係る地域防災力の向上

村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

5 福祉避難所の指定

村は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所として、自治センターを指定する。

6 避難体制の確立

(1) 村は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(2) 村は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

第3 災害時における取組

1 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難準備情報等の発令・伝達

避難勧告・指示等に基づく避難に先行して避難準備情報等を提供する際には、要配慮者・支援者に対して、着実に避難準備情報を含む災害に関する情報を伝達するとともに、時間的余裕をもって避難のための立ち退きを行うことができるよう、要配慮者に自主的に避難行動の開始を促す必要がある。

また、普段から避難行動要支援者名簿の作成等を通じて、要配慮者の把握に努めるとともに、要配慮者・支援者に対して着実に災害に関する情報が伝達されるよう、防災マップや防災訓練等を通じて、災害に関する情報の住民等への伝達経路や伝達手段、情報の入手方法等について周知を図る必要がある。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難勧告・指示等の伝達に当たっては、従前から防災行政無線や広報車、消防団等による呼

びかけが行われてきたところであるが、緊急速報メール、インターネットなどあらゆる手段を活用し、情報の伝達手段の多様化を図っていくことが重要である。

また、平常時から定期的に設備等のメンテナンスを行い、災害時に使用可能な状態が維持されている必要がある。

ウ避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者等が、災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に配慮する。

エ名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない。

オ避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

(2) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者名簿の作成目的は「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことである。地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている可能性が高いことから、このような場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施するものとする。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

ア避難行動要支援者の引継ぎ

村は、避難支援を受けて緊急避難場所まで避難した避難行動要支援者について、避難所の担当者等への引継の方法等をあらかじめ検討しておく。

イ避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

緊急避難場所から避難所への移送方法等を検討し、関係機関と調整を図っておく。

調整の方法としては、協定等に基づくもののほか、災害救助法が適用された場合において、必要に応じて同法に基づく輸送関係者に対する従事命令や要請等に関する規定の活用も想定する。

2 福祉避難所の設置・運営

(1) 福祉避難所の設置

災害が発生し、必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させる。

福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必

要があることから、健常の被災者を受け入れないようにする。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えない。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得る。

(2) 福祉避難所の管理・運営

ア 担当職員の派遣

福祉避難所を設置したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。また、大規模災害発生当初は、24時間の対応が必要な場合も考えられることから、必ず、福祉避難所担当職員の交替要員を確保する。なお、発災当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

イ 関係者等との協力・連携

自主防災組織や福祉関係者、避難支援関係者等の協力を得つつ、避難所の要配慮者班に従事する者の確保に努め、福祉避難所運営組織と連携を図る。

3 在宅避難の要配慮者への支援

在宅での避難生活を余儀なくされた要配慮者への見守り機能を充実させるとともに、支援物資やサービス等の提供が行き届くよう必要な措置を講ずる。